

第四三回

参第二五号

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、国、地方公共団体、公共企業体等が役務又は物資を調達するため請負、買入れその他の契約をする場合において、中小企業者に対するその発注を確保する措置を講じ、もつて中小企業者の事業活動分野の維持とその健全な発注とに資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に掲げる各省各庁の長をいう。

2 この法律で「公社」とは、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいい、「公社の長」とは、公社の総裁をいう。

3 この法律で「公団等」とは、日本住宅公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、水資源開発公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、森林開発公団、特定船舶整備公団、労働福祉事業団、産炭地域振興事業団、帝都高速度交通営団、日本原子力研究所、原子燃料公社その他政令で定めるこれらに類するものをいい、「公団等の長」とは、公団等の総裁、理事長その他の長をいう。

4 この法律で「官公需契約」とは、国、地方公共団体、公社又は公団等（以下これらを「国等」という。）が国等以外の者に対し工事の完成、役務の給付又は物件の納入を発注する契約をいう。

5 この法律で「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第 号）第三条第一項に規定する会社及び個人並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条に規定する中小企業団体（火災共済協同組合、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和三十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行なう協同組合連合会を除く。）をいう。

（官公需契約の割合の公表）

第三条 内閣総理大臣は、中小企業官公需確保審議会の答申に基づき、あらかじめ、国等が毎会計年度又は毎事業年度において中小企業者となすべき官公需契約の発注量が官公需契約の発注総量に対して占める割合を定め、これを公表するものとする。

2 前項の割合は、百分の二十を下るものであつてはならない。

（各省各庁の長等の義務）

第四条 各省各庁の長、地方公共団体の長、公社の長及び公団等の長は、毎会計年度又は毎事業年度において中小企業者となす官公需契約につき、少なくとも前条の規定により公表された割合に達するよう努めるものとする。

（契約の特例）

第五条 各省各庁の長、地方公共団体の長、公社の長又は公団等の長は、中小企業者となす官公需契約の発注量が第三条の規定により公表された割合に達するため必要があると認めるときは、官公需契約につき、それぞれの機関における一般競争契約に関する法令又は規則にかかわらず、中小企業者のみの一般競争契約によることができる。

(実績の報告)

第六条 各省各庁の長は、内閣総理大臣に対し、毎会計年度終了後四月以内に、当該年度において中小企業者とした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、自治大臣に対し、毎会計年度終了後四月以内に、当該年度において中小企業者とした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。
- 3 公社の長及び公団等の長は、それぞれその公社又は公団等を監督する大臣に対し、毎事業年度終了後四月以内に、当該年度において中小企業者とした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。
- 4 自治大臣及び公社又は公団等を監督する大臣は、前二項の規定により提出された報告書を受領したときは、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(勧告)

第七条 内閣総理大臣は各省各庁の長、自治大臣又は公社若しくは公団等を監督する大臣に対し、自治大臣は地方公共団体の長に対し、公社又は公団等を監督する大臣は公社の長又は公団等の長に対し、各省各庁、地方公共団体、公社又は公団等の行なう官公需契約に関して、この法律の目的を達成するため必要な勧告をすることができる。

(審議会)

第八条 総理府に、中小企業官公需確保審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、会長一人及び委員十人以内で組織する。
- 3 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ第三条の割合の決定について調査審議するほか、中小企業者との官公需契約に関し内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。
- 5 審議会の組織、議事及び運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第九条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第七条までの規定は、この法律の施行後に開始する最初の会計年度及び事業年度から適用する。
- 2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中中小企業政策審議会の項の次に次のように加える。

中小企業官公需確保審議会	官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律（昭和三十八年法律第 号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
--------------	--

理 由

国、地方公共団体、公共企業体等が役務又は物資を調達するため請負、買入れその他の契約をする場合に、中小企業者に対する発注を確保する措置を講じ、もつて中小企業者の事業活動分野の維持とその健全な発達とに資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。